

4. 3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 3. 1 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 河川管理施設等の機能の確保

堤防や護岸、樋門などの河川管理施設については、洪水、高潮、地震・津波等に対して所要の機能が発揮されるよう、現機能の把握、評価を行い、計画的に維持補修を行い、各施設の機能を良好な状態に保持します。また、大淀川においては内水対策として排水機場の整備が進められており、平常時から機場を操作するために必要な機械、器具等について点検整備・管理運転を実施するなど、ポンプが確実に稼働するよう管理し、常に良好な状態に保ちます。

また、洪水時において操作が必要な綾北ダム、綾南ダム、岩瀬ダム、各排水機場及び水門・樋門等については、操作規則等に基づく迅速かつ適正な操作を行うために施設の高度化、効率化を図るとともに、遠隔監視施設等の整備を図ります。さらに、雨量、水位等の正確な情報を迅速・正確に把握するため、観測施設の日常の保守点検を行い、機能保全に努めます。

また、大地震時などの災害発生時に被災者救援、被災地復旧活動及び救援物資輸送等に使用されることを目的に整備した緊急用河川敷道路については、災害発生時の輸送路として適切に利用できるよう、施設の機能の維持・拡充を図るとともに、車両や物資の放置など輸送路としての機能を損なう行為がないよう監視を継続して行います。



写真 4.3.1 ダムの補修点検

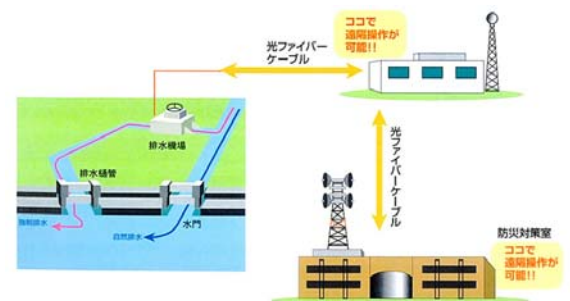


図 4.3.1 遠隔監視の整備イメージ

(2) 平常時の管理

洪水、高潮等による災害の発生又は軽減を図るため、平常時において定期的な縦横断測量、河川の巡視による施設の点検・修繕、出水期前の堤防除草等の維持管理に努めます。



写真 4.3.2 河川巡視状況

1) 河川管理施設等の維持管理

災害の発生防止のため、堤防、排水機場、護岸、樋門等の河川管理施設の機能を十分に発揮させるよう、適正な管理に努めます。

大淀川の河川管理施設は、昭和50年以前に築造された施設が多く、30年以上経過しているため、河川巡視・点検等により施設状況を把握し、計画的な施設の修繕・更新に努めます。特に綾北、綾南、岩瀬等の県営ダムなどの大規模施設については、綾北、綾南ダムで堰堤改良の大規模修繕を行うなど適切に維持管理を行っていますが、今後とも長期に亘って適正に運用するため、日常的な点検整備、老朽化施設の修繕に努めます。

また、河道内に堆積した流木、塵芥^{じんがい}及び施設周辺の土砂撤去等、適正な維持管理に努めます。

許可工作物についても、河川管理上の支障とならないように、定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう施設管理者を指導します。

また、堤防の機能維持及び河川環境の保全の観点から、堤防の除草を行います。

河川敷における清掃・除草活動については、これまでも地域住民や関係機関などと連携を図りながら実施していますが、ボランティア活動にも支援を行い、さらなる河川管理施設等の維持管理の拡充に努めます。



写真 4.3.3

塵芥の除去

2) 河道内堆積土砂及び樹木の管理

水系内の各河川において堆積した土砂については、洪水の疎通能力を維持するため必要に応じて除去を行います。また、河道内樹木においても管理上支障がある範囲において伐採、剪定を行います。

表 4.3.1

主 な 河 川 管 理 施 設 一 覧

河 川 名		施設名	施設の場所	位 置		備 考
				左右岸	距離標	
大 臣 管 理 区 間	大 淀 川	青 柳 排 水 機 場	宮崎市福島町	右岸	5k340	
		青 柳 水 門	宮崎市福島町	右岸	5k470	
		大 塚 水 門	宮崎市大字小松	右岸	7k100	
		新 大 谷 川 水 門	宮崎市大字小松	右岸	7k650	
		五 十 鈴 川 水 門	宮崎市大字柏田	左岸	10k500	
		新 溝 川 水 門	宮崎市大字瓜生野	左岸	11k540	
		江 川 水 門	宮崎市高岡町花見向河原	右岸	16k550	
		瓜 田 川 水 門	宮崎市高岡町萩原	右岸	17k650	
		新 飯 田 川 水 門	宮崎市高岡町飯田字川畑	左岸	21k100	
		大 淀 第 1 床 止	宮崎市下北方町字平ノ下	—	9k250	
		田 吉 樋 管	宮崎市田吉字西前島	右岸	0k900	他 88 施設
	八 重 川	山 内 川 水 門	宮崎市大字田吉	右岸	1k475	
		八 重 川 樋 管	宮崎市大字田吉	左岸	0k870	他 1 施設
	本 庄 川	本 庄 第 2 床 固	国富町大字竹田	—	8k600	
		柳 瀬 樋 管	宮崎市大字糸原字柳瀬	右岸	0k050	他 23 施設
	深 年 川	太 田 原 樋 管	国富町大字太田原	右岸	0k950	他 10 施設
	綾 北 川	川 久 保 床 固	綾町大字入野	—	11k550	
		入野第 1 排水樋管	綾町大字入野	左岸	12k408	他 2 施設
	高 崎 川	高 崎 第 5 樋 管	都城市高崎町縄瀬字共和	左岸	0k920	他 8 施設
	庄 内 川	乙 房 第 3 樋 管	都城市菓子野町宮島	左岸	1k030	他 1 施設
	沖 水 川	川 東 第 1 床 固	都城市川東町	—	1k265	
		川 東 第 4 樋 管	都城市下川東 4 丁目	左岸	0k350	他 1 施設
宮 崎 県 知 事 管 理 区 間	大 淀 川	第 1 号 樋 門	宮崎市高岡町五町字柚ノ木崎	右岸	28k690	他 28 施設
	山 内 川	赤 江 1 号 樋 門	宮崎市大字赤江	右岸	1k165	他 3 施設
	小 松 川	小松川分流水門	宮崎市祇園町	—	2k300	
	本 庄 川	綾 南 ダ ム	小林市須木大字下田字中野	左岸	—	
	深 年 川	砂 防 堰 堤	国富町大字須志田字ウトノ平	—	15k512	
		前 田 取 水 樋 門	国富町大字深年字園畑	左岸	8k535	等 58 施設
	綾 北 川	綾 北 ダ ム	小林市須木大字下田字下宇都	左岸	—	
		田 代 八 重 ダ ム	小林市須木大字中原字田代八重	左岸	—	
	瓜 田 川	瓜 田 ダ ム	宮崎市高岡町小山田三代堂	左岸	—	
	岩 瀬 川	岩 瀬 ダ ム	西諸県郡野尻町大字東麓字寺原	左岸	—	

※代表的な河川管理施設を記載

(平成 15 年度末時点)

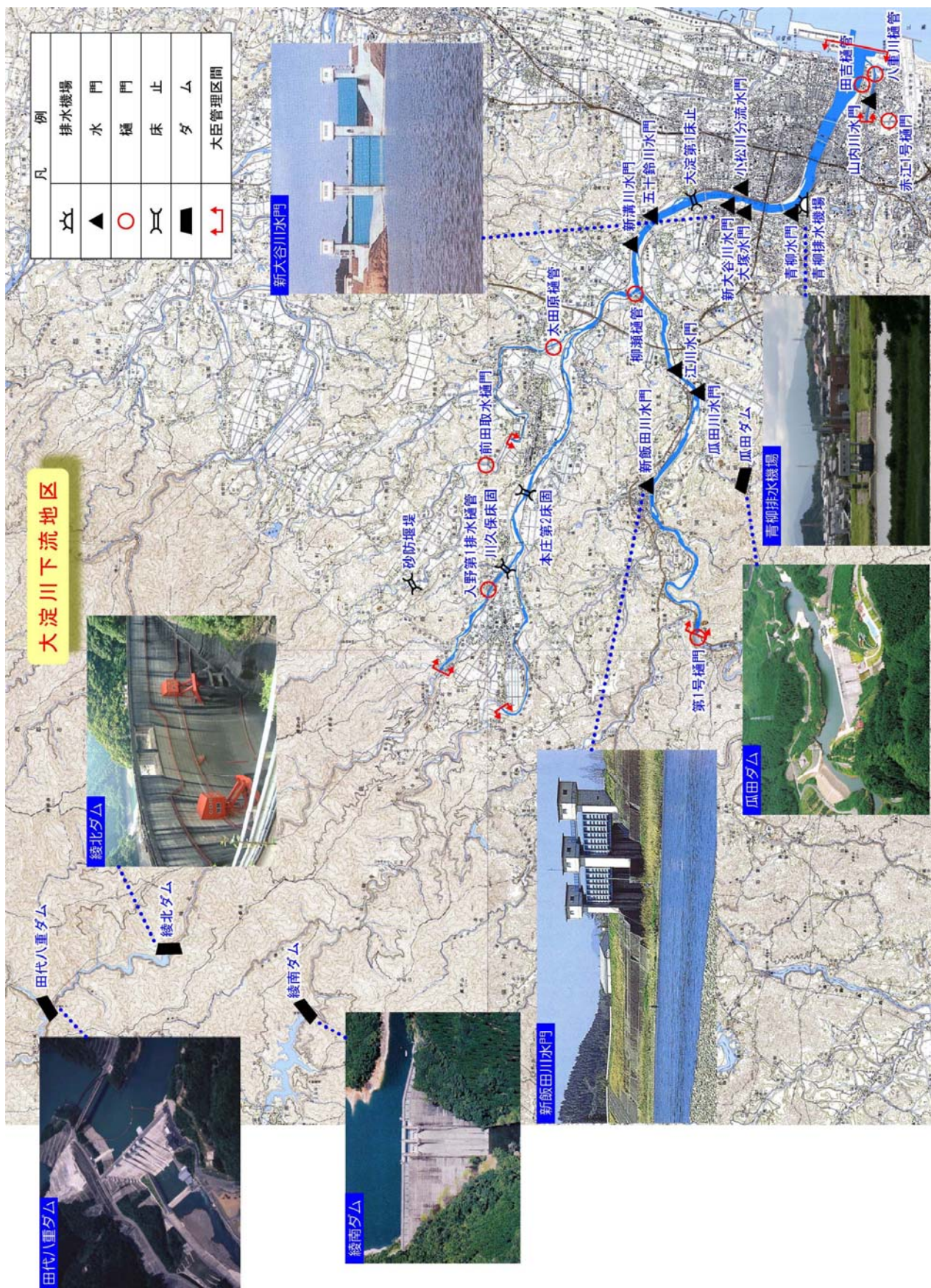


図4.3.2(1)

主な河川管理施設位置図

※代表的な施設の位置を記載している



図4.3.2(2)

主な河川管理施設位置図

※代表的な施設の位置を記載している

(3) 洪水時等の管理

洪水、高潮、地震・津波等による被害の未然防止及び軽減を図るため、地方自治体など
の関係機関と連携して情報伝達や水防活動に取り組みます。

1) 洪水予報及び水防警報等

大淀川は、平成 2 年 4 月に「洪水予報指定河川」に指定されており、宮崎地方気象台と共同して洪水予報の迅速な発表を行い、報道機関を通じて情報提供します。また、洪水時の水位や雨量等の情報は、インターネットや携帯電話による「川の防災情報」等の河川情報サービス及び水防管理者である市町村を通じて速やかに地域住民等に提供します。

また、水防警報の迅速な発表により、円滑な水防活動の支援、災害の未然防止を図るとともに、洪水の状況・水位等を示し流域県・市町村を通じ水防活動を行う必要がある旨を水防団等に知らせます。

さらに出水期の前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行います。

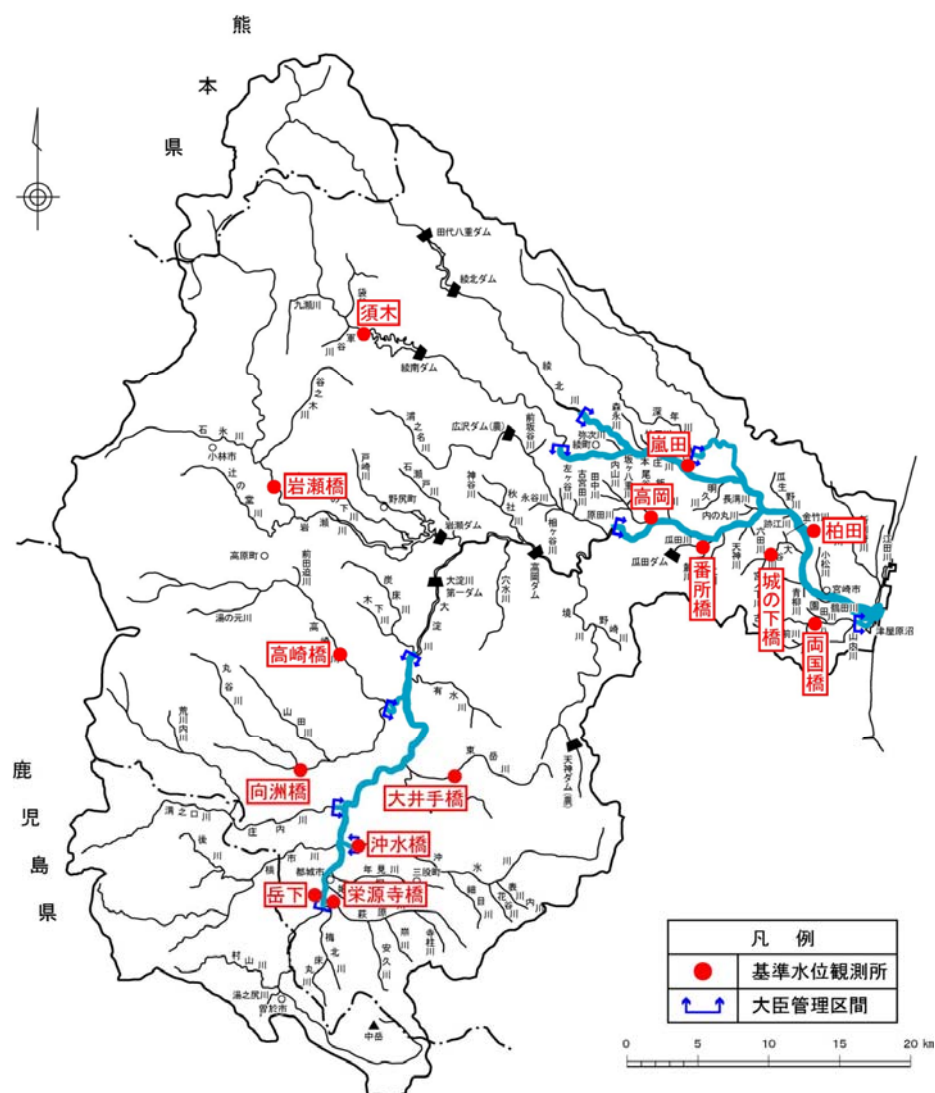


図4.3.3 洪水予報・水防警報基準観測所位置図

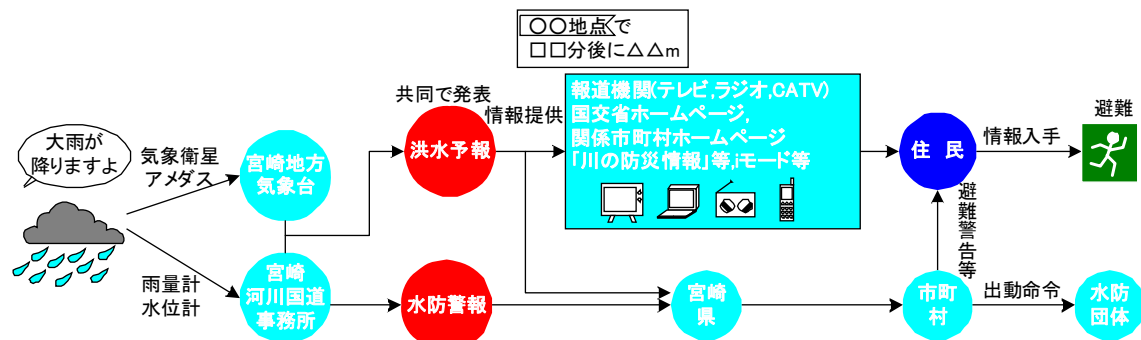


図 4.3.4 洪水時における情報の流れ

※洪水予報とは…洪水のおそれがあると認められるとき、洪水の状況・水位等を示しメディア等を通じて直接住民に知らせる情報

※水防警報とは…災害が起こるおそれがあるとき、洪水の状況・水位等を示し流域県・市町村を通じ水防を行う必要がある旨水防団体等に知らせる情報

表 4.3.2 基準水位観測所及び水防警報指定河川

基準水位観測所		水防警報指定河川
大臣管理区間	岳下(都城市西町)	大淀川
	高岡(宮崎市高岡町五町)	
	柏田(宮崎市柏田)	
	あらしだ 嵐田(国富町下本庄)	本庄川
宮崎県知事管理区間	栄源寺橋(都城市下長飯町)	萩原川
	沖水橋(都城市吉尾町)	沖水川
	向洲橋(都城市山田町中霧島)	丸谷川
	大井手橋(都城市高城町大井手)	東岳川
	高崎橋(都城市高崎町大牟田)	高崎川
	須木(小林市須木下田)	本庄川
	岩瀬橋(小林市水流 ^{つるさこ} 迫)	岩瀬川
	番所橋(宮崎市高岡町小山田)	瓜田川
	城の下橋(宮崎市浮田)	大谷川
	両国橋(宮崎市恒久)	八重川

2) 水防活動

洪水や高潮などにより災害が発生するおそれがある場合には、河川管理者が発表する水防警報により、水防管理者である市町村長が水防団体(消防団)の出動を要請し、河川の危険箇所などの巡視や堤防などが危険な状況になった場合の対策の実施などの水防活動を行います。

また、洪水時の水防活動が円滑に行われるよう、水防資機材などの確保・充実を図ります。

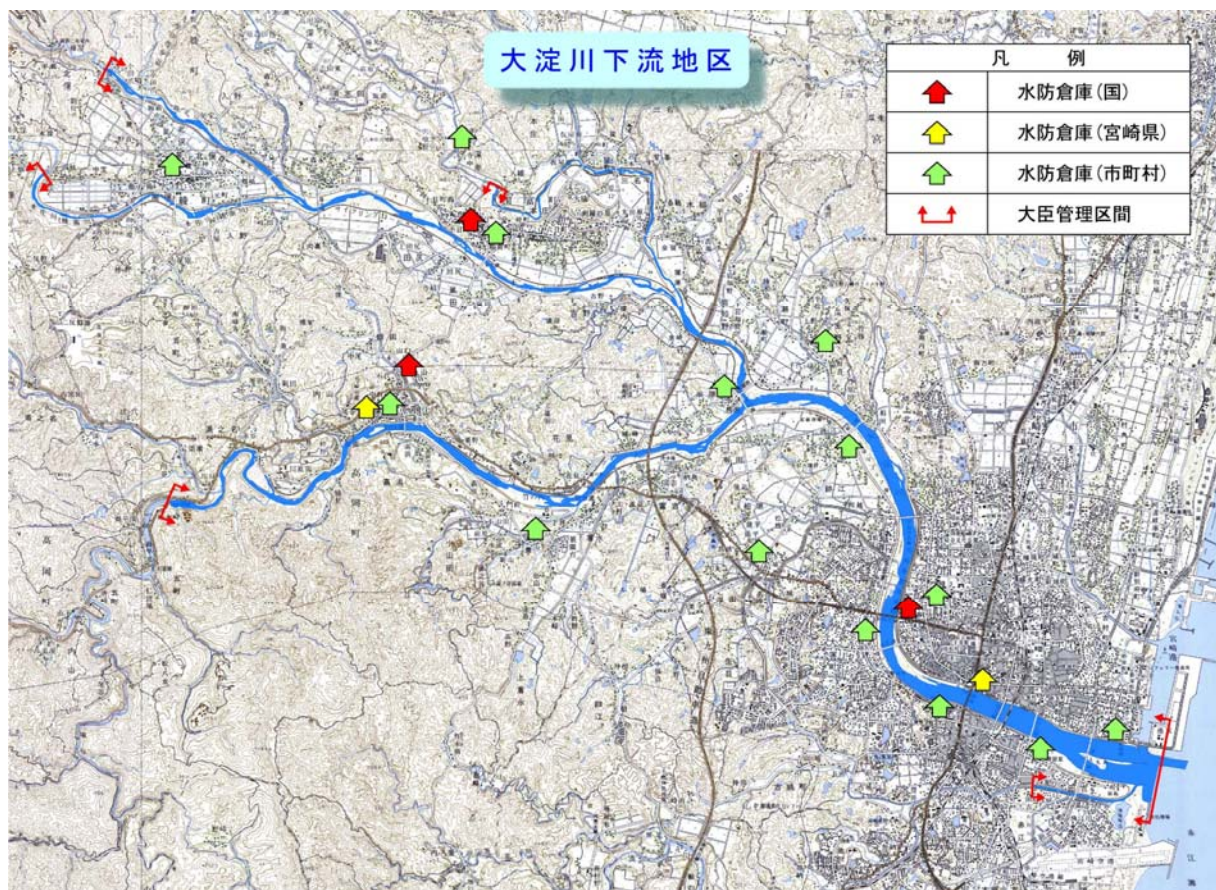


図 4.3.5(1)

水 防 倉 庫 位 置 図



写真 4.3.4



水防活動の状況(平成 17 年台風 14 号出水時)



図 4.3.5(2)

水 防 倉 庫 位 置 図



写真 4.3.5



水 防 倉 庫

3) 出水時の巡視等

洪水時には、堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、迅速な水防活動及び緊急復旧活動を実施できるように河川巡視を行います。

4) 地震時等の巡視

宮崎県沿岸は、「東南海・南海地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく防災対策推進地域に指定されていることから、地震時等の情報連絡体制、河川管理施設等の点検体制及び点検方法などを確立し、これに則って迅速な対応を行い二次災害の防止を図ります。

また、警戒宣言が発令された時は、情報収集、河川管理施設等の事前点検及び資機材確保などを行い、地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策のための準備を図ります。

5) 河川管理施設等の災害復旧

洪水や地震等により堤防の安全性が損なわれるなど、河川管理施設が損壊した場合には、速やかに対策を図ります。

また、許可工作物が損壊した場合には、速やかに対策を図るよう施設管理者に対して適切な指導を行います。

6) 河川管理施設の操作等

ダム、排水機場、水門等の河川管理施設の操作については、これらの施設に関する知識及び習熟のため、操作人の教育・操作訓練を継続的に行い、操作規則等に従った適正な操作を行います。

IT化の進捗に伴い、遠隔監視、遠隔操作の機能が整った排水機場や水門等については、その施設を効率的かつ迅速に管理制御するために、遠隔操作への移行を図るなど、河川管理施設の高度化、効率化に努めます。

また、大規模な内水氾濫においては、九州地方整備局管内に配備されている排水ポンプ車を機動的に活用し、迅速かつ円滑に内水被害を軽減するよう努めます。



写真 4.3.6 操作人説明会



写真 4.3.5 排水ポンプ車の稼動状況
(平成 17 年 台風 14 号出水時)

(4) 河川情報システムの整備

河川の水位や雨量等の河川情報は洪水等による被害を軽減するために重要です。このため、光ファイバーネットワークの構築、IT 関連施設の整備等を行い、防災対策に必要な水位や雨量等の情報、河川管理施設の操作情報、監視カメラの画像情報などを迅速かつ正確に提供できるよう整備に努めます。

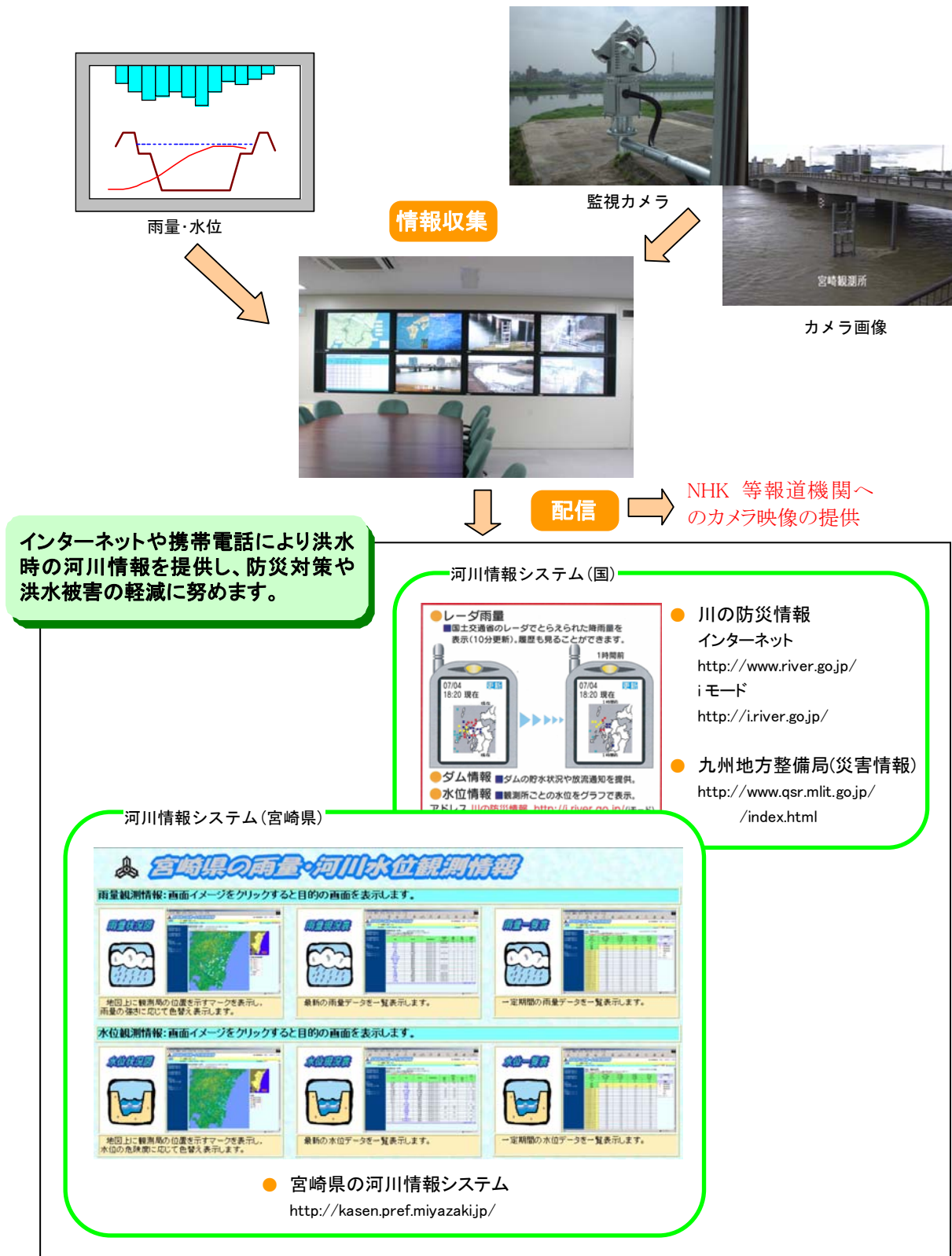


図 4.3.6

河 川 情 報 シ ス テ ム

(5) 防災意識の向上

整備途上における地域住民の安全を確保するためには、河川管理者及び関係機関の防災体制の整備による被害の防止、軽減を図るとともに、関係機関の協力が不可欠です。

このため、平常時から水防活動に万全を期すために、関係機関で組織する「大淀川水防連絡会」や出水期前の合同巡視、情報伝達訓練、防災訓練等を行います。

地域住民の防災意識の向上を図るため、迅速かつ的確な水防活動が実施できるよう、堤防の整備状況等を記載した重要水防区域図の公表や、洪水時の破堤等による氾濫区域と避難方法等を掲載した各市町村作成のハザードマップ等により、水防団をはじめ地域住民に対し、危険箇所を周知します。



写真 4.3.8 大淀川水防連絡会の開催状況



写真 4.3.9 水防工法の訓練状況

写真 4.3.10 啓発資料

(6) 危機管理

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の出水が発生し、氾濫した場合においても、被害を最小限に止めるためには、過去の被災経験や現状を十分に踏まえ、地域住民と関係機関とが相互に連携、協力し、危機管理体制を確立することが重要です。

このため、洪水氾濫などにより流域の人々の生命・財産に被害が生じる恐れのある場合には、市町村長の避難勧告又は指示、及び地域住民の避難活動等が適切かつ迅速にできるように関係機関や地域住民へ河川情報の提供を行います。

また、地域住民が洪水等に対する知識・意識を高めることを目的とした大淀川浸水想定区域図(平成 15 年 3 月 31 日指定・公表)をもとに、洪水・津波・高潮等の発生時に円滑かつ迅速な避難行動ができるよう、住民にわかりやすい形で各市町村のハザードマップが作成・公表・周知されるよう支援します。

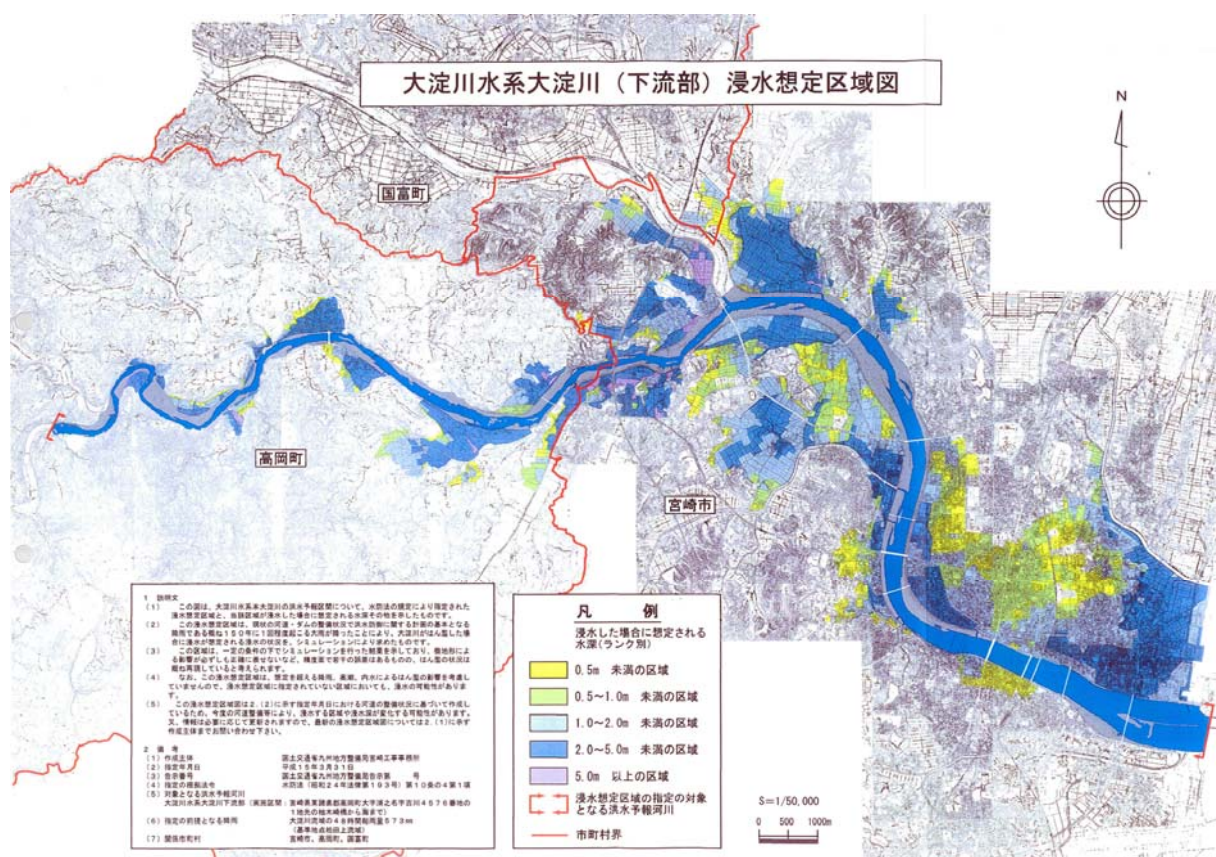


図 4.3.7 大淀川(下流部)浸水想定区域図(平成 15 年 3 月 31 日指定・公表)

